

プレスリリース

バックカメラシステムにおける装置型式指定（自マーク）を業界に先駆け第1号を取得

メルコムビリティソリューションズ株式会社（代表取締役社長：青木 泰男、本社：大阪市福島区）は、当社の製造・販売する車両用後方確認カメラシステム（以下バックカメラシステム 商品名:CAR VISION）が、国土交通省が定めた自動車後方が確認できる装置の装着を義務付ける保安基準である「**バックカメラシステムの装置型式指定（自マーク^{※1}）**」を業界に先駆け、「**装置型式指定第1号**」を取得しましたのでお知らせします。

※1 自動車の装置型式で国土交通省の定める基準に適合していることが認定されたことを示すマーク。


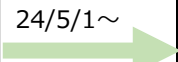

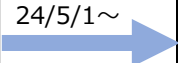
本装置の安全性や性能が確保されていることを示し、自動車メーカーが車両単位の認証を受ける場合を除き、本マークの取得が義務化され、取得していない装置は2024年5月以降、新規登録車への販売・装着ができません。

1. 基準改正概要

○自動車の後退時に発生する事故に対する安全対策の更なる強化を行うため、「後退時車両直後確認装置に関する国際規則（協定規則（第158号））」が国連 WP29 において採択されたことを踏まえ、後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を自動車に備えなければならないこととする保安基準改正が2021年6月に施行され、車両単位の認証制度として、**新型車^{※2}**は2022年5月以降、**継続生産車^{※3}**は2024年5月以降の**新規登録車**から適用になりました。

○2023年9月22日、後退時車両直後確認装置について、当該装置の一つの後方視界看視装置^{※4}の選択肢を拡げるため、これまでの車両単位での認証に加え**装置単位での認証（装置型式指定（自マーク））**を可能とする、後方視界看視装置（バックカメラシステム）の技術基準が設けられ、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則、規定の適用関係のため必要な事項を定める告示等、所要の改正が行われました。

■ 法規適用スケジュール 下表における→は新規登録車への法規適用時期を示す。

認証区分	認証取得方法	装着者	対象車	法規適用時期
車両認証	自動車メーカーが自動車型式と含め取得するもの	自動車メーカー	新型車	22/5/1~ 
			継続生産車	
装置認証 (自マーク)	バックカメラシステムの事業者が装置の型式を取得するもの	架装会社 自動車販売会社 等	新型車	23/12/21~ 
			継続生産車	

※2 エンジン型式等の変更で新規に車両型式が取得される新規登録車

※3 車両型式が変更されず継続生産されている新規登録車

※4 車両後方を撮影するカメラ及び当該カメラが撮影した映像を映すモニターからなる装置（バックカメラシステム）。

2. 型式指定番号

認証通知日 : 2023年12月8日

①R-1 ~ ①R-5



HD 広角カメラ
C6025R



7型モニター
CM7522R

従来発売中の製品に加え、2023年11月末に発売したHD広角カメラ（C6025R）、7型モニター（CM7522R）も装置型式指定の認証を取得しラインナップを揃えております。今後更なる安全とお客様のニーズに応えるソリューションを提供していきます。

お問い合わせ先

メルコモビリティソリューションズ株式会社 CAR VISION 担当者まで
TEL : 06-6458-0058 MAIL : after_help@mems.co.jp

関連書類

■ 認証通知証

[自 R-1_CV4060-A 認証通知書](#)

[自 R-2_CV4075-A 認証通知書](#)

[自 R-3_CV5060-A 認証通知書](#)

[自 R-4_CV5075-A 認証通知書](#)

[自 R-5_CV6075-A 認証通知書](#)

■ カメラ・モニターリスト

[自 R-1_CV4060-A カメラモニターリスト\(2023-R-001\)](#)

[自 R-2_CV4075-A カメラモニターリスト\(2023-R-002\)](#)

[自 R-3_CV5060-A カメラモニターリスト\(2023-R-003\)](#)

[自 R-4_CV5075-A カメラモニターリスト\(2023-R-004\)](#)

[自 R-5_CV6075-A カメラモニターリスト\(2023-R-005\)](#)